

# 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成29年3月27日制定  
公益社団法人宮城県トラック協会

## (目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、トラック運送事業者が、衝突被害軽減ブレーキ装置(以下「装置」という)を導入した場合、その費用の一部を助成することにより、交通事故の防止対策に資するとともに、装置の普及を図ることを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに装置を導入するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者)にあっては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る(以下「事業者」という)とする。

## (助成対象装置)

第3条 助成対象となる装置は、国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車 ASV)」の対象装置と同一とする。

2 装置を導入する車両は、車両総重量3.5トン以上～8.0トン未満の事業用トラックに限る。

## (助成金額)

第4条 助成金額は、装置の価格(消費税を除く)の2分の1の額とする。ただし、1台あたり10万円を上限とし、1事業者5台を限度とする。

## (助成金交付の申請)

第5条 事業者は、令和3年度に助成対象装置を導入する場合、様式1「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」により助成金交付の申請をする。【事前申請】

受付期間は、令和3年4月1日から令和4年2月4日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

## (助成金交付の決定)

第6条 宮ト協は、前条による助成金交付の申請があった場合、速やかにその内容を審査し、助成金交付すべきものと認めた時は、様式2「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。

なお、宮ト協は、通知に際して必要な条件を付すことができる。

## (実績の報告及び助成金交付の請求)

第7条 事業者は、装置の導入が完了した時は、令和4年2月28日までに、様式3「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。

【実績報告】

## (助成金の交付)

第8条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

## (申請の変更・取下)

第9条 交付決定後に申請内容の変更もしくは取下げる場合、様式4「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請[変更・取下]届出書」を提出し、様式5「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請[変更・取下]承認通知書」により承認を得るものとする。

## (助成金の返還)

第10条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置・車両の処分の制限)

第11条 事業者は、助成金交付対象となった装置の導入の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という)に供してはならない。

ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他の必要な事項)

第12条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和3年4月1日から施行する。